

○東京藝術大学大学院映像研究科教授会規則

〔平成17年4月1日〕
制 定

改正 平成19年3月28日 平成25年10月24日
平成26年7月17日 平成27年3月26日

(目的)

第1条 この規則は、東京藝術大学学則第47条の規定に基づき、東京藝術大学大学院映像研究科教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営の方法その他必要な事項について定めることを目的とする。

(組織)

第2条 教授会は、大学院映像研究科長（以下「研究科長」という。）、大学院映像研究科（以下「研究科」という。）所属の専任の教授、准教授及び講師をもって組織する。

2 教授会が必要と認めるときは、他の職員を教授会に出席させ、意見を聴取することができる。

(審議事項)

第3条 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 中期目標・計画及び年度計画に関する事項
- (2) 研究科長候補者の推薦に関する事項
- (3) 附属図書館長候補者の推薦に関する事項
- (4) 芸術情報センター長候補者の推薦に関する事項
- (5) 教員の採用及び昇任等に関する事項
- (6) 講座並びに教育及び研究に関する施設の設置又は廃止に関する事項
- (7) 科目の種類及び編成に関する事項
- (8) 学生の入学、課程の修了、休学（本人の申し出による休学を除く。）、除籍又は学位の授与に関する事項
- (9) 学生の試験に関する事項
- (10) 学生の賞罰に関する事項
- (11) 学生の団体、活動、生活等に関する事項
- (12) 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (13) 研究科の教育、研究及び運営に関する重要事項

(会議)

第4条 教授会に議長を置き、研究科長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

(運営)

第5条 教授会は、定例教授会及び臨時教授会とする。

2 定例教授会は、毎月1回開き、臨時教授会は、研究科長がその必要を認めたととき又は教授会構成員の3分の1以上の要求があったときに開く。

第6条 教授会は、教授会構成員の過半数が出席しなければ、議事を開き、可決す

ることができない。

- 2 教授会の議事は、特に定めのある場合を除き、出席した教授会構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会)

第7条 教授会に委員会を設けることができる。

- 2 委員会の委員は、教授会の選出により研究科長が委嘱する。

(庶務)

第8条 教授会の庶務は、研究科事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この規則の改正は、教授会構成員の3分の2以上の同意を必要とする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年7月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。